第166条の５の次に次の１条を加える。

（脱退一時金相当額の移換があった場合の運用の指図の特例）

第166条の６　第95条の２の規定は、法第74条の２第１項の規定により移換される脱退一時金相当額等がある場合について準用する。この場合において、第95条の２第３項中「及び同日後に納付される加入者掛金及び中小事業主掛金」とあるのは、「、同日後に納付される加入者掛金及び中小事業主掛金並びに同日後に法第74条の２第１項の規定により移換される脱退一時金相当額等」と読み替えるものとする。

第12章の２の次に次の１章を加える。

第12章の３　確定給付企業年金の加入者となった者の個人別管理資産の移換

（確定給付企業年金の加入者となった者の個人別管理資産の移換）

第166条の７　個人型年金に個人別管理資産がある者（連合会移換者（個人別管理資産がある者に限る。）を含む。）は、確定給付企業年金の加入者の資格を取得した場合であって、当該確定給付企業年金の規約において、あらかじめ、連合会からその個人別管理資産の移換を受けることができる旨が定められているときは、連合会にその個人別管理資産の移換を申し出ることができる。

２　連合会は、前項の規定による申出があったときは、当該確定給付企業年金の資産管理運用機関等に当該申出をした者の個人別管理資産を移換するものとする。

第166条の８　加入者が、前条第２項の規定により確定給付企業年金の資産管理運用機関等に個人型年金の個人別管理資産を移換する場合は、加入者の資格は、当該確定給付企業年金の加入者の資格を取得した日に喪失するものとする。ただし、当該加入者が確定給付企業年金の資産管理運用機関等に当該個人型年金の個人別管理資産を移換した後も引き続き加入者であることを申し出たときは、この限りでない。

第166条の９　第166条の７第１項の規定による個人別管理資産の移換の申出があったときは、当該申出を受けた連合会は、個人型年金に個人別管理資産がある者に係る次に掲げる事項を記載した書類又はこれらの事項を記録した磁気ディスク等を、確定給付企業年金の事業主等（確定給付企業年金法第29条第１項に規定する事業主等をいう。）に提出するものとする。

一　氏名、性別、生年月日及び基礎年金番号

二　個人別管理資産の額、その算定の基礎となった期間並びに当該期間の開始月及び終了月

三　個人型年金に個人別管理資産がある者が負担した掛金の合計額に相当する額

四　加入者の資格の喪失の年月日

附　則

（施行期日）

第１条　この規約は、平成30年５月１日から施行する。ただし、附則第７条及び第８条の規定は、この規約の公告の日から施行する。

（運用の方法の選定・提示、運用の指図並びに運用の方法の除外に関する経過措置）

第２条　この規約の施行の日の前日までに納付されることとされている加入者掛金及び中小事業主掛金に係る運用の方法の選定及び提示、運用の指図並びに運用の方法の除外については、なお従前の例による。

（個人別管理資産等の移換に関する経過措置）

第３条　この規約の施行の前日までに、第166条の２の規定により移換された資産若しくは脱退一時金相当額等又は第154条、第157条若しくは第161条の規定により移換された個人別管理資産額に係る運用の方法の選定及び提示、運用の指図並びに運用の方法の除外については、なお従前の例による。

（運用の方法の選定及び提示に関する経過措置）

第４条　この規約の施行の日から起算して５年を超えない期間内において、この施行の際現に個人型運用関連運営管理機関が提示している運用の方法の数が第90条第１項第２号で定める数を超える場合における当該個人型運用関連運営管理機関に係る同号の規定の適用については、同号中「35以下」とあるのは「この規約の施行の際現に加入者等に提示している運用の方法の数以下」とする。

（連合会移換者であって企業型年金加入者の資格を取得した者の個人別管理資産の移換に関する経過措置）

第５条　この規約の施行の際現に連合会移換者であって企業型年金の企業型年金加入者の資格を取得した者に対する改正後の個人型年金規約第156条第２項から第６項までの規定の適用については、同条第２項中「企業型記録関連運営管理機関等」とあるのは「特定運営管理機関」と、「企業型年金の企業型年金加入者の資格を取得した者（以下「企業型資格取得者」という。）」とあるのは「連合会移換者」と、「企業型資格取得者が企業型年金の企業型年金加入者の資格を取得した日が属する月の翌月の末日」とあるのは「平成30年７月31日」と、「特定運営管理機関」とあるのは「企業型記録関連運営管理機関等」と、「対し、企業型資格取得者」とあるのは「対し、連合会移換者」と、「連合会移換者」とあるのは「企業型年金加入者等又は企業型年金加入者等であった者」と、同条第３項中「特定運営管理機関」とあるのは「企業型記録関連運営管理機関等」と、「企業型記録関連運営管理機関等」とあるのは「特定運営管理機関」と、同条第４項中「企業型資格取得者」とあるのは「連合会移換者」と、「連合会移換者」とあるのは「企業型年金加入者等又は企業型年金加入者等であった者」と、同条第６項中「企業型資格取得者」とあるのは「連合会移換者」とする。

（連合会移換者であって個人型年金加入者等の資格を取得した者の個人別管理資産の移換に関する経過措置）

第６条　この規約の施行の際現に連合会移換者であって個人型年金の加入者又は運用指図者の資格を取得した者に対する改正後の個人型年金規約第158条の２第２項から第６項までの規定の適用については、同条第２項中「個人型記録関連運営管理機関」とあるのは「特定運営管理機関」と、「加入者又は運用指図者の資格を取得した者（以下「個人型資格取得者」という。）」とあるのは「連合会移換者」と、「個人型資格取得者が個人型年金の加入者又は運用指図者の資格を取得した日が属する月の翌々月の末日」とあるのは「平成30年７月31日」と、「特定運営管理機関」とあるのは「個人型記録関連運営管理機関」と、「対し、個人型資格取得者」とあるのは「対し、連合会移換者」と、「連合会移換者」とあるのは「加入者又は運用指図者」と、同条第３項中「特定運営管理機関」とあるのは「個人型記録関連運営管理機関」と、「個人型記録関連運営管理機関」とあるのは「特定運営管理機関」と、同条第４項中「個人型資格取得者」とあるのは「連合会移換者」と、「連合会移換者」とあるのは「加入者又は運用指図者」と、同条第６項中「個人型資格取得者」とあるのは「連合会移換者」とする。

（厚生労働大臣及び連合会への中小事業主掛金に係る届出に関する経過措置）

第７条　第70条の３第１項の規定により厚生労働大臣及び連合会に中小事業主掛金に係る届出を提出しようとする中小事業主は、施行日前においても提出することができる。

（指定運用方法の選定に関する経過措置）

第８条　第90条の２第３項の規定によりあらかじめ連合会に指定運用方法及び当該指定運用方法を選定した理由を提出しようとする個人型運用関連運営管理機関は、施行日前においても提出することができる。

（個人型年金加入者帳簿等に関する経過措置）

第９条　改正前の個人型年金規約第63条第１項第12号ニの規定は、なお効力を有する。